

給与支払報告書(個人別明細書) 作成上の注意

詳しくは、国税庁「令和7年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」を参照ください。 [国税庁 法定調書 手引き 令和7年](#) 検索

国税庁 法定調書 手引き 令和7年

検索

- ①【年度】令和8年度様式「⑧」となっていることを確認してください。

②【住所】令和8年1月1日現在(退職者は退職日時点)の住民登録地を記載してください。

③【個人番号】【氏名】【フリガナ】【生年月日】
支払を受ける方の個人番号、氏名、フリガナ、生年月日は必ず記載してください。

④【摘要】

 - 専従者の方
「青色専従者」又は「白色専従者」と記載してください。
 - 普通徴収の方
住民税を特別徴収できない方は、「個人住民税の普通徴収への切替理由書」を参考に理由(普A～普通F)を記載してください。理由の記載がない場合は特別徴収とします。
 - 前職
前職分を含めて記載した場合は「支払者」「支払金額」「社会保険料の金額」「源泉徴収税額」「退職年月日」を必ず記載してください。
 - 年末調整未済、乙・丙欄該当者、事業専従者で特別徴収の方
「特別徴収希望」と記載してください。
 - 同一生計配偶者がいる方
合計所得が1,000万円を超える方で障害者控除の適用を受ける同一生計配偶者がいる場合は、「配偶者氏名(同配)」と記載してください。

控除対象扶養親族等の分類		記載方法
居住者		00
非居住者(30歳未満又は70歳以上)		01
非居住者(30歳以上 70歳未満、留学生)		02
非居住者(30歳以上 70歳未満、障害者)		03
非居住者(30歳以上 70歳未満、38万円以上送金)		04

★ 令和8年度(令和7年分)の変更点

- ⑥【基礎控除の見直し】※令和7、8年分の時限措置あり
合計所得金額に応じて基礎控除額が異なります。

- ⑦ 【給与所得控除の見直し】
給与所得控除は、最低保障額が55万円から65万円に引き上げになります。

- ## 8910 【特定親族特別控除の創設】

特定親族の方に預けた年金を支払はる方の年生計を一にする年

- ⑧⑨⑩ 【特定親族特別控除の創設】
支払を受ける方と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族(配偶者、専従者を除く)で、合計所得金額が58万円超123万円以下の方がいる場合に適用になります。

⑧には人数、⑨には控除額、
⑩に控除対象者の**氏名、フリガナ、個人番号及び区分を必ず記載してください。**

特定親族 特別控除額	区分		特定親族の合計所得金額
	特定親族が 居住者	特定親族が 非居住者	
63万円	10	11	58万円超 85万円以下
61万円	20	21	85万円超 90万円以下
51万円	30	31	90万円超 95万円以下
41万円	40	41	95万円超 100万円以下
31万円	50	51	100万円超 105万円以下
21万円	60	61	105万円超 110万円以下
11万円	70	71	110万円超 115万円以下
6万円	80	81	115万円超 120万円以下
3万円	90	91	120万円超 123万円以下

※ 特定親族の合計所得金額や居住者か非居住者かによって区分が異なりますので、記載誤りにご注意ください。

- ⑪ 【扶養親族等の所得要件の見直し】
扶養控除等の対象になる扶養親族等の所得要件が48万円から58万円に引き上げされました。
勤労学生の所得要件は75万円から85万円に引き上げされました。